

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
潮来市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県潮来市長

公表日
令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 1. 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、住所・氏名等の変更に係る届出の受理及び報告 2. 保険料免除、納付猶予、学生納付特例及び法定免除の申請・取消の届出の受理及び報告 3. 保険料免除申請者及び保険料未納者の所得情報等の提供 4. 年金裁定請求その他給付に係る届出の受理、審査及び報告 5. 年金受給者の現況届等の受理、審査及び報告 6. 年金受給者の所得情報等の提供
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 総合窓口システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表【情報照会の根拠】 第72、73、74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2、第26条の3、第26条の4 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)-63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)-63-1111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 川井恒夫	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 保険年金課 TEL (0299)-63-1111(代表)	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL (0299)-63-1111(代表)	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 1. 第1号被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理及び報告 2. 任意加入被保険者の資格取得・喪失申出の受理及び報告 3. 保険料免除、納付猶予及び学生納付特例の申請・取消の届出の受理及び報告 4. 法定免除の届出の受理及び報告	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 1. 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、住所・氏名等の変更に係る届出の受理及び報告 2. 保険料免除、納付猶予、学生納付特例及び法定免除の申請・取消の届出の受理及び報告 3. 保険料免除申請者及び保険料未納者の所得情報等の提供 4. 年金裁定請求その他給付に係る届出の受理、審査及び報告 5. 年金受給者の現況届等の受理、審査及び報告 6. 年金受給者の所得情報等の提供	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム	国民年金システム 宛名宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表第1 31の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表第1 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
平成29年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 第47、48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2、第26条の3、第26条の4 【情報提供の根拠】 なし	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 長谷川 哲也	市民課長	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	「リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム	国民年金システム 統合宛名システム 総合窓口システム	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表第1 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表 46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 【情報照会の根拠】 第47, 48, 50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2, 第26条の3, 第26条の4 【情報提供の根拠】 なし	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表 【情報照会の根拠】 第72, 73, 74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2, 第26条の3, 第26条の4 【情報提供の根拠】 なし	事前	